

■p. 15 No. 1 (5) 問題

問題文を以下のように訂正いたします。

誤：任免すること

正：任免を認証すること

■pp. 79-81 No. 46 問題及び解説

No. 46 の問題及び解説をすべて削除いたします。

■p. 135 No. 10(3) 問題

問題文を以下のように訂正いたします。

誤：区域外において

正：区域内外を問わず

なお、解説・解答に変更はありません。

■p. 393 No. 112(3) 問題

問題文を以下のように訂正いたします。

問題文冒頭

誤： 他人名義のクレジットカードを所持していた甲を、不正電磁的記録カード所持罪で現行犯逮捕して、そのカードを調べたところ偽造カードであることが判明したが、

正： 他人名義のクレジットカードを所持していた甲を、警察官が職務質問して、そのカードを調べたところ、偽造カードであることが判明したので、甲を不正電磁的記録カード所持罪で現行犯逮捕した。

問題文末尾

誤：不正指令電磁的記録カード所持罪

正：不正電磁的記録カード所持罪

なお、解説・解答に変更はありません。

■p. 396No. 113 (1) 解説

以下のとおりに差し替えます。

「妥当でない。枝文の場合、甲がX社を相手方として行ったカード決済は、全て電子計算機により機械的に行われ、その過程に人が介在しないから、人を欺く行為やこれに基づく相手方の錯誤がなく、1項・2項を問わず詐欺罪(刑法 246 条)は成立しない。次に、電子計算機使用詐欺罪(刑法 246 条の2)の成否については、その構成要件の一部として「電子計算機に虚偽の情報を与える」ことが必要であるところ、判例に従うと、この「虚偽の情報」とは、電磁的記録それ自体が不正に作出されたり、改変されたりした場合に限られるものではなく、そのような電磁的記録を用いる前提となる事実が虚偽であった場合も該当することとなる(最決平 18・2・14)。枝文の場合、甲が架空の飲食代金をカード決済するために使用したカードがたとえ真正なものであったとしても、そもそも甲が電子計算機に与えた情報は、カード名義人の飲食の事実がないにもかかわらず、「カード名義人が3万円相当の飲食をした」というものであるから、「虚偽の情報」に当たり、甲は電子計算機使用詐欺罪の刑責を負う(刑事資料 63 巻5号 p. 74、同 66 巻9号 p. 67)。」

■ p. 398 No. 114 (1) 解説 6 行目

誤：客が勝った場合は

正：客が負ければ、ポイント購入時に支払った現金が

■ p. 405 No. 117 (2)

解答を以下のように訂正いたします。

誤：誤り。

正：正しい。

解説を以下のように訂正いたします。

住居侵入罪は、正当な理由なく、他人の住居に侵入することによって成立するところ、本罪にいう「住居」とは、人が日常生活を営むために占有する場所をいう。そして、本罪の成否は、専ら侵入した場所が住居の一部か否かによって決せられるのであり、住居本体はもちろん、これに附属する囲繞地やその建物に附属する縁側(大判大 12・1・27)、アパートの階段・通路・屋上(広島高判昭 51・4・1)のほか、住居及び建造物の屋根についても、構造上、それらの構築物の重要な一部であるから住居に含まれる(東京高判昭 54・5・21)。また、判例は「侵入」の意義について、稼働中の工場の煙突に登った事犯について、建造物侵入罪の成立を認めている(大阪高判昭 25・10・28)。これらの判例に照らして枝文の

場合を検討すると、甲がよじ登ったXマンションの外壁は、A女らが居住する住居の一部である。そして、甲は4階のA女の居室ベランダに干してある下着を窃取するという不法な目的をもって外壁を登ったものである。そうすると、甲の行為がA女らの意思に反し、その住居の平穩を書したことは明らかである。したがって、甲の行為は、正当な理由なく、Xマンションに侵入したこととなり、枝文の場合、甲には住居侵入既遂罪（刑法130条）が成立する。

■ p. 406 No. 117

誤：正解（1）、（2）、（3）

正：正解（1）、（3）

■ p. 439 No. 11（5）2行目以降

「令状なくして住居等に立ち入って検視をし、必要があれば、～できる。」を「令状なくして住居等に立ち入って検視をすることができる。」へ変更いたしません。

■ p. 440 No. 11（5）解説6行目以降

「また、検視における死体の検査は、～できる」までを削除いたします。

■ p. 503 No. 55（5）問題2行目

誤：電子計算機からアクセスできる他の記録媒体

正：電子計算機に電気通信回線で接続している他の記録媒体

■ p. 504 No. 55（5）解説

下4行を、以下の文に差し替え。

「2項）。捜査機関が、電気通信回線で接続している記録媒体からの複写を行うためには、その対象となる記録媒体を特定した差押許可状が必要である。したがって、逮捕の現場において令状によらずこの処分を行うことはできない。」

■ p. 509 No. 59（4）問題1行目

誤：当該記録媒体を他の記録媒体に複写して

正：当該記録媒体に記録されている電磁的記録を、他の記録媒体に複写して

■ p. 516 No. 63（1）解答及び解説

解答及び解説を以下のとおり訂正します。

(1) 誤り。弁護人の押収拒絶権は、押収の拒絶が、被疑者のためにする権利の濫用となる場合には認められないが、被疑者が秘密の主体であるときは除かれる（刑訴法 222 条 1 項・105 条ただし書）。したがって、枝文の場合には、被疑者が秘密の主体であるから、弁護士は当該証拠品の押収を拒絶することができる。

■p. 543 No. 83 解説

事例②の解説における、「なお、被害品は盗品であるが」以下を削除いたします。

■pp. 553-555 No. 91 問題及び解説

No. 91 の問題及び解説をすべて削除いたします。